

同意書

私は、港区広告宣伝活動費支援事業補助金の交付申請に当たり、次の事項を遵守することに同意します。なお、同意した内容と事実について相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと、又は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

- 港区立産業振興センターホームページ内の記載内容を確認し、申請内容・今後の手続きの流れ・注意事項等を理解し、申請しています。
- 申請する広告宣伝活動費の事業はこれから新たに開始するものとする。
- 過去に、本補助金において、「広告宣伝活動費」の経費で補助金を受給していません。
- 申請した同一の経費で、小規模事業者持続化補助金を含む、国・都道府県・区市町村等から重複して助成金又は補助金の交付を受けておりません。
- 事業の実施期間終了日（3/5）までに事業（掲載）の終了、納品、支払い（クレジットカード等は口座引き落としまで完了）、実績報告書の提出までを完了すること。これらが期間外になった場合には、補助対象外となることを了承します。
- 支払いは、原則「振込」「クレジットカード払い」以外の方法によるものは認められません（現金支払い、電子マネー決済などは補助対象外となります）。また、補助対象経費の支払いが確認できる書類として、領収書のみでは認められず、銀行振込の場合は「振込が完了（予約は除く）したことがわかるもの」「口座の出金明細」等、クレジットカード払いの場合は申請者の「クレジットカードの明細」「口座の引き落とし明細」などが実績報告時に必要となることを了承します。
- 交付決定日以前の事業の開始（実施事業に関する発注・掲載・支払い等）は補助対象外となることを了承します。
- 補助金交付までに区外へ移転した場合は、補助金は交付されません。
- 補助金利用後に効果等の聞き取りを実施します。その際、個人情報等（法人名又は名称、代表者名、住所、電話番号等）を港区立産業振興センター指定管理者に提供することに同意します。
- みなし大企業でないこと。
- 登記地がバーチャルオフィスでないこと。

代表者役職 _____

代表者氏名 _____

印

※交付申請書で使用する同じ印を押印してください。